

広島県告示第九百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	廃止年月日
仁清会 医療法人社団	主たる事務所の所在地	康成病院	平成一九年八月三十一日
東広島市黒瀬町楢原七五七	所在地	東広島市黒瀬町楢原七五七	